

## 墨田区告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項及び墨田区会計事務規則（昭和39年墨田区規則第8号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

### 1 指定納付受託者の事務所の所在地及び名称

東京都大田区久が原五丁目13番12号

株式会社 寺岡精工

### 2 指定納付受託者に納付させる歳入

(1) 住民基本台帳関係及び印鑑登録の証明書等の交付手数料

(2) 戸籍関係の証明書の交付手数料

(3) 住居表示変更証明書の交付手数料

(4) 課税（非課税）証明書及び納税証明書の交付手数料

### 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで